

第 6416 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 4月 9日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 相続税の障害者控除

Q: 相続税には障害者控除というものがあるようですが、どのような内容なのですか?

A: 次のような内容です。

【解説】

障害者控除とは、相続又は遺贈により財産を取得した相続人のうちに障害者がいるときは、その障害者については、10万円又は20万円にその者が一定の年齢に達するまでの年数を乗じて算出した金額を控除した金額をもってその者の納付すべき相続税額とするという制度です。

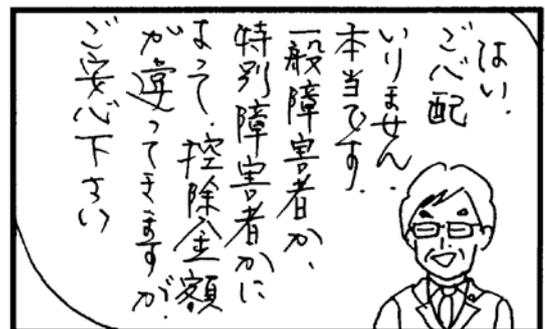
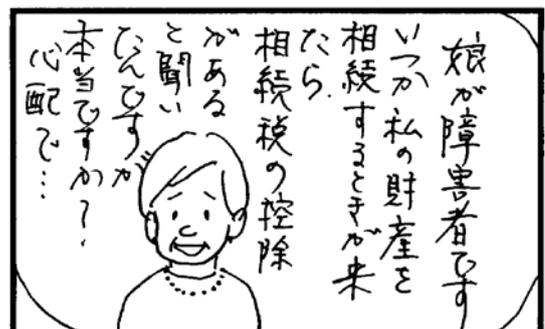
一般障害者 = (85歳 - 相続開始時の年齢) × 10万円

特別障害者 = (85歳 - 相続開始時の年齢) × 20万円

適用対象となる障害者とは、次のいずれにも該当する障害者をいいます。

- ①法定相続人であること
- ②相続又は遺贈により財産を取得した個人で、その財産を取得した時において国内に住所を有するもの
- ③相続時精算課税の適用を受けた者
- ④相続開始時に障害者であること

なお、障害者控除は、障害者本人の相続税額から控除しきれなかった控除額は、その者の扶養義務者の相続税額から控除することが認められています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】